瀬戸市障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第16号

瀬戸市障害者手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 瀬戸市障害者手当支給条例施行規則(昭和61年瀬戸市規則第8号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	T
改正後	改正前
(認定の申請等)	(認定の申請等)
第4条 条例第5条の規定による障害者手当(以	第4条 条例第5条の規定による障害者手当(以
下「手当」という。) 受給資格及びその額につ	下「手当」という。)受給資格及びその額につ
いての認定の申請は、瀬戸市障害者手当受給資	いての認定の申請は、瀬戸市障害者手当受給資
格認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書	格認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書
類等を添付して、これを市長に提出することに	類等を添付して、これを市長に提出することに
よって行わなければならない。	よって行わなければならない。
受給資格者の属する世帯の全員の住民票の	受給資格者の属する世帯の全員の住民票の
写し	写し <u>又は外国人登録済証明書</u>
<省略>	<省略>
2及び3 <省略>	2及び3 <省略>

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。